

お客様のヒントの芽(め) になるニュースレター

Sprout

vol.6

景品表示特集号

2014.6 発行

Sprout (スプラウト) : 新芽、芽を出す、芽生えさせる、成長する

SANDO SANYO PRINTING

知っておきたい景品のルール 景品表示法【景品編】

前号では「景品表示法」に基づく“表示”について留意点をまとめましたが、イベント、キャンペーンなどでは過大な景品類の提供で、消費者を惑わすことも禁止されています。今回のSproutでは、「景品表示法」のもう一つの要素である“景品類”についての留意点をまとめてみました。

物品、金銭など
経済上利益

取引に
付随して提供

景品類

顧客を誘引



“景品類”の提供例

- ・懸賞応募はがき、抽選はがき
- ・くじ引き、福引き
- ・クイズ、ビンゴゲーム
- ・利用者、来場者全員に etc...

「景品類」とは

顧客を誘引するための手段として、商品・サービスの取引に付随して提供する粗品やおまけ、賞品や金銭などのことを指します。(値引き、アフターサービス等は除きます。)

「景品類」の種類は大きく分けて3つ!

① 一般懸賞

商品・サービスの利用者に対し、**くじ等の偶然性、特定行為の優劣等**によって景品類を提供することです。

例

- ・点数シールを応募はがきに貼り応募、抽選
- ・メルマガ購読登録が応募条件
- ・パズル、クイズ等の正誤により提供

懸賞による取引価額	景品類限度額	
	最高	総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

② 共同懸賞

一定の地域や業界の**事業者が共同**して景品類を提供することです。

例

- ・ショッピングモールで共通応募券を利用
- ・商店街で〇〇円以上お買上げで福引き参加
- ・一定地域の同業者がお祭り等で共同実施

景品類限度額	
最高額	総額
取引価額にかかわらず30万円	懸賞に係る売上予定総額の3%

③ 総付景品

懸賞によらず、商品・サービスを買ったり、来店したりした人に**もれなく提供**される景品類のことです。

例

- ・特定出荷数のみに付くおまけ
- ・来店者全員や購入者全員に提供
- ・申込みや入店の先着順に提供

取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の10分の2

次のようなものについては、**景品規制は適用されません。**

- 商品の販売・使用及びサービスの提供に必要な物品
- 見本及び宣伝用の物品
- 自店・自他共通で使用できる割引券、開店披露や創業記念などで提供される記念品

オープン懸賞(参考)

商品・サービスを買ったり、利用したりすることなく、**誰でも応募**できる懸賞です。(景品規制適用対象外)

オープン懸賞が提供できる金品等の最高額

上限なし

- 例 ・新聞、テレビ、雑誌、ウェブサイト等で広く告知し応募させるもので、誰でも応募できるもの ※その他特定の業種において業種別に景品規制が指定されています。詳しくは消費者庁HPなどをご覧ください。

“景品類”への規制は「消費者が“合理的な商品選択”を行うため」と認識しておきましょう!

■参考資料 消費者庁/不当景品類及び不当表示防止法ガイドブック 公正取引委員会/景品表示法 報道発表資料



山藤三陽印刷株式会社

HP ▶ <http://sando-sanyo.co.jp>

〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条4丁目16-1
 [本社営業部] 代表電話 (011) 661-7163 FAX (011) 661-7173
 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-9 三東ビル6F
 [東京支店] 電話 (03) 3518-4631 FAX (03) 3518-4633